

(別紙)

漁業法第 31 条に基づく「くろまぐろ」の採捕の数量の公表について

漁業法第 31 条に基づき、本県の採捕の数量を公表します。

令和 7 年 2 月 18 日  
長崎県知事 大石 賢吾

1. 特定水産資源の種類

くろまぐろ (30kg 未満の小型魚) (以下、「小型魚」という。)

2. 管理期間

令和 6 年 4 月から令和 7 年 3 月まで

3. 対象となる海区

五島海区

4. 五島海区の小型魚割当量に対する採捕の数量の率

(2 月 18 日までの暫定値)

88.2%

|             |   |            |
|-------------|---|------------|
| 五島海区の小型魚採捕量 | : | 99.594 トン  |
| 五島海区の小型魚割当量 | : | 112.939 トン |

5. 五島海区の小型魚割当量に対する採捕の数量の状態

7 割を超過 (令和 7 年 2 月 18 日集計時点)